

令和5年度 東京都准看護師試験受験要項

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定に基づき、東京都准看護師試験を次のとおり実施する。

1 試験日時

令和6年2月4日(日曜日) 午後1時30分から午後4時まで(受験者集合 午後1時)

2 試験場所

東京都社会福祉保健医療研修センター

〒112-0006 東京都文京区小日向四丁目1番6号

3 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

4 受験資格

次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(※)
 - (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(※)
 - (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(※)
 - (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(※)
 - (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(※)
 - (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
 - (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの
- ※ 令和6年3月14日(木曜日)までに、学校長又は養成所長による修業証明書又は卒業証明書(以下「卒業等証明書」という。)を提出できる者を含む。

5 出願方法

(1) 出願に必要な書類

ア 受験願書

受験願書に記載する氏名は、戸籍(中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期滞在者については旅券その他の身分を証する書類)に記載されている文字を使用すること。

イ 受験資格を証明する書類

(ア) 前記4「受験資格」(1)から(5)までに該当する者が提出する書類

a 既修業者又は既卒業者

卒業等証明書

b 修業見込者又は卒業見込者

修業見込証明書又は卒業見込証明書（以下「卒業等見込証明書」という。）

ただし、合格発表後、令和6年3月14日（木曜日）までに卒業等証明書を提出すること。

(イ) 前記4「受験資格」(6)又は(7)に該当する者が提出する書類

看護師国家試験受験資格認定書の写し又は准看護師試験受験資格認定書の写し（後記(3)イに従って、受験者本人が、東京都保健医療局医療政策部医療人材課免許担当に資格認定書の原本を持参し、写しが原本と相違ないことの確認を受けること。）

ウ 受験写真用台紙

台紙には、写真（出願前6か月以内に、無帽で正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記入したもの）を貼り付けること。

提出に当たっては、現に在籍し、又は在籍していた学校又は養成所において写真が受験者本人に相違ない旨の確認を受け、写真に刻印を受けること。

学校又は養成所の確認及び刻印を受けることができない場合には、後記(3)「出願書類の提出方法」イに従って受験者本人が、東京都保健医療局医療政策部医療人材課免許担当に出願書類と合わせて写真と台紙を持参し、写真付身分証明書等（運転免許証、学生証等）を提示して、写真が受験者本人であることの確認を受けること。

エ 受験票

裏面に、領収証書を貼り付けること（後記(2)「試験手数料及び納入方法」を参照）。

オ 連絡用住所・氏名シール

カ 返信用封筒（受験票返信用）

封筒の大きさは縦23.5センチメートル、横12センチメートルとして、表面には宛先を誤りなく記載し、朱書きで簡易書留の表示をした上で、444円（定形郵便料金94円+簡易書留料金350円）の郵便切手を貼り付けること。

ただし、都内准看護師学校又は養成所が代理で返信を受け取る場合については、重量に応じた定形外郵便料金に一般書留料金480円を加えた郵便切手を貼り付けること。

(2) 試験手数料及び納入方法

ア 試験手数料

6,900円

イ 納付期限

令和5年12月8日（金曜日）

ウ 納入方法

納付書により、東京都が指定する金融機関に納入すること。

なお、納入した試験手数料は、返還しない。

エ 納付書記入方法

納付書には、住所及び氏名（氏名については3か所）を明記すること。

オ 領収証書

試験手数料納入後の領収証書は、出願時に、受験票の裏面の指定箇所に貼り付けて提出すること。

(3) 出願書類の提出方法

出願書類は、次の方法により、それぞれ指定する期日までに本人が提出すること。

ただし、都内の准看護師学校又は准看護師養成所が郵送又は持参する場合に限り、代理による提出を認める。

なお、東京都保健医療局医療政策部医療人材課免許担当において、受験写真用台紙に貼り付ける写真の本人確認又は受験資格認定書の原本照合を受ける場合は、イに従い、受験者本人が持参すること。

ア 郵送

郵送は「簡易書留」で行うこと。封筒の表面の左下に「准看護師試験関係書類在中」と朱書きすること。

(ア) 受付期間

令和5年12月1日（金曜日）から同月8日（金曜日）までの消印有効

(イ) 提出先

東京都保健医療局医療政策部医療人材課免許担当

郵便番号 163-8001

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第一本庁舎28階南側

イ 持参

完全予約制。持参を希望する日の前日午後4時までに、電話で、東京都保健医療局医療政策部医療人材課免許担当（03-5320-4434）に、持参する時間を申し出ること。予約のない場合は、受けられないこともあるので注意すること。

(ア) 受付日時

令和5年12月7日（木曜日）及び同月8日（金曜日）の午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後4時まで

(イ) 提出先

東京都保健医療局医療政策部医療人材課免許担当

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第一本庁舎28階南側

6 合格発表

(1) 日時

令和6年3月7日（木曜日）午前10時から午後5時まで（ホームページへの合格者受験番号一覧の掲載は同日正午から同年3月末日まで）

(2) 場所

ア 東京都庁第二本庁舎1階南側臨時窓口

イ 東京都保健医療局医療政策部医療人材課ホームページ

(https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/jyunkan_t/index.html)

(3) 発表方法

合格者の受験番号を掲示する。

(4) その他

合格発表に関する問合せについては、一切応じない。

7 合格発表後の手続き

合格発表後、合格者には合格証書を交付する。

また、可否に関わらず受験者全員に対して成績通知書(個人の総取得点、科目別得点及び満点)を交付する。ただし、いずれも受験者が修業見込者又は卒業見込者である場合にあっては、卒業等証明書の提出後に交付する。

8 その他

(1) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和5年11月24日(金曜日)までに後記9「問合せ先」まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

(2) 試験会場の収容人員により、受験者数の調整を行う必要がある場合には、都内の准看護師学校又は准看護師養成所を卒業した者(※)、都内在住者で都外の准看護師学校又は准看護師養成所を卒業した者(※)、都内で准看護師として就業することが内定している者及び前記4「受験資格」(7)に該当する者のうち都知事が認めた者を優先する。

※ 令和6年3月14日(木曜日)までに、卒業等証明書を提出できる者を含む。

(3) 実施要項の内容について変更がある場合は、東京都保健医療局ホームページに掲載し、出願者への個別連絡は行わないため、注意すること。

東京都保健医療局ホームページ

(https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/jyunkan_t/index.html)

9 問合せ先

東京都保健医療局医療政策部医療人材課免許担当

郵便番号 163-8001

所在地 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎28階南側

電話番号 03-5320-4434